

2025 年度  
研究助成募集実施要綱

2025 年 4 月

一般財団法人 建設物価調査会

## 目 次

1. 趣旨	1
2. 研究助成の対象	1
3. 助成対象者	1
4. 助成期間及び助成金	1
5. 申請手続き	2
6. 公募・審査・通知	2
7. 助成方法	3
8. 報告及び義務	3
9. 権利等の帰属と成果の取扱	4
10. 助成金の使途	4
11. 決定の取り消し等	5
12. 事故等の届け出	5
13. 助成金の不正使用・不正受給並びに研究上の不正行為への対応	5

### <様式>

#### 1) 申請

研究助成申請書【様式-1-1】	6
研究助成申請概要書【様式-1-2】	7
助成申請者経歴【様式-1-3】	8
共同研究者経歴【様式-1-4】	9
研究計画書【様式-1-5】	10
研究費用予定内訳書【様式-1-6】	11
参考資料「研究助成費目一覧表」	12
研究費用についての注意事項	13

#### 2) 報告

研究助成事業実績報告書【様式-2-1】	14
報告書の作成方法	15
報告書の記載例	16
報告書概要【様式-2-2】	17
助成金に関する決算報告書【様式-2-3】	18
助成金支出内訳書【様式-2-4】	19
打合せ実績一覧表、発表実績・予定一覧表【様式2-5】	20

# 実施要綱

## 1. 趣旨

本研究助成は、建設工事・建設産業の持続的発展に寄与するため、一般財団法人建設物価調査会(以下「当会」という。)が以下の研究に対し、助成を行うものです。

## 2. 研究助成の対象

- ・建設工事・建設産業における効率化、生産性向上、新技術の活用、コストに関する研究
- ・積算、工事費、資機材価格、労務費等の価格情報およびその利活用方策に関する研究
- ・デジタル技術（BIM/CIM、生成AI、IoT等）を活用した建設プロセスの最適化に関する研究
- ・カーボンニュートラルや環境負荷低減に寄与するコストマネジメントに関する研究
- ・人材育成、教育、産学連携による建設産業の発展に関する研究

※その他、当財団の事業に関連する研究についても受け付けております。

◇ 研究の具体例（これに限定されるものではありません）

- ① 建設コストマネジメントの高度化に関する研究
- ② 持続可能な建設資材・工法の研究
- ③ デジタル技術を活用した建設業務の効率化
- ④ 建設業界における人材育成と教育の革新
- ⑤ 建設産業における新たなビジネスモデルの創出

## 3. 助成対象者

原則、大学、高等専門学校及びこれらに付属する機関等の研究者又は民間企業の研究者とする。

現時点で当財団の助成を受けており、今年度研究助成が終了する研究者が、同一の研究を新たに継続して次回募集時に申請することができます。ただし、前回採択された研究を発展させたものに限り、継続申請は1回だけ可能です。

## 4. 助成期間及び助成金

- (1) 助成期間は2025年10月1日から2026年9月30日までの1ヵ年、又は2025年10月1日から2027年9月30日までの2ヵ年とします。申請時に期間を明示してください。なお、契約の状況により、助成開始日が前後する場合があります。
- (2) 助成金は1件につき原則として、助成期間が1ヵ年の研究は200万円以内（消費税含む）、助成期間が2ヵ年の研究は400万円以内（消費税含む）とします。また、旅費交通費は助成金の40%を上限としてください。

## 5. 申請手続き

- (1) 助成を希望される研究者は、所定の申請書（様式-1-1から様式-1-6）に日本語で必要事項を記入のうえ、電子メールにて当会事務局（kikaku@kensetu-bukka.or.jp）

へ提出してください **(2025年6月16日(月)必着)**。複数の研究者で行う共同研究（以下「共同研究」という。）の場合には代表研究者を定めてください。

申し込み件数は1人あたり1件とします（共同研究の場合も同様）。共同研究者が他の申請と重複しないよう十分確認をお願いします。

- (2) 研究助成申請概要書（様式-1-2）には、研究終了後の成果の発表予定（学会等）について必ず記述してください。また、2カ年の研究の場合は、研究期間として2カ年が必要な理由を必ず記述してください。
- (3) 研究計画書（様式-1-5）の研究計画の概要には、研究の有効性、発展性、実行可能性について必ず記述するとともに、申請者と共同研究者の役割分担関係についても、具体的に記載してください。また、研究助成の対象が大きな研究の一部である場合、他機関からの助成を受け密接に関係する場合はその旨も研究概要に記述してください。
- (4) 提出頂いた申請書は返却しません。申請書に記載された個人情報、申請者への連絡、情報提供のために使用します。ただし、取得した個人情報のうち、助成が決定した者の氏名、所属機関名及び役職名は、当事業の広報のために刊行物、報告書、ホームページ等で第三者へ公表します。

以上の事項に同意した上で申請をお願いします。

## 6. 公募・審査・通知

- (1) 当会ホームページで公募します。あわせて月刊「建設物価」等、当会発行の会誌等でその旨をお知らせします。
- (2) 当会は申請された研究助成申請書等を当会が設置する研究助成事業審査委員会に諮り、必要に応じて調査(ヒアリング等)を実施します。申請書にはすぐに回答ができる連絡先を記載するとともに、問合せがあれば速やかに対応ください。
- (3) 研究の有効性、発展性、実行可能性、当会事業との関連性等の視点から総合的に審査します。
  - 有効性：課題を的確に捉え、研究内容が課題解決に有効なものとなっているか
  - 発展性：研究成果に実務、研究のさらなる展開が期待できるか
  - 実行可能性：目標達成に向けて適切な研究計画となっているか
- (4) 当会は助成の決定にあたり、研究に必要な条件を付することができるものとします。
- (5) 当会理事長が研究助成事業審査委員会の審査結果に基づき、助成の採否並びに助成金の額を決定します。
- (6) 助成する研究の総数は5件程度を予定しています。
- (7) 採・否の決定通知は決定後申請者に直接行います。

## 7. 助成方法

### (1) 助成の種類

#### ①普通助成

民間の助成研究者並びに大学、専門学校及び財団等の方で助成研究者個人が助成金

の管理を行う助成。助成金は、原則として着手時に助成総額の 50%を、研究助成事業実績報告書の提出時に残額を交付します。

## ②研究寄附金助成

大学、専門学校及び財団等所属する機関における研究寄附金担当者又は助成金振込口座を取り扱う会計責任者が助成金の管理を行う助成。助成金は、原則として着手時に助成総額の 100%を交付します。

(以下、普通助成における助成研究者並びに研究寄附金助成における研究寄附金担当者及び会計責任者を「助成金管理担当者」と言う。)

### (2) 助成の着手

助成研究は当会と助成研究者又はその者の所属機関が契約を締結して着手します。

## 8. 報告及び義務

- (1) 助成研究者は助成研究終了後**30日以内**に研究成果を取りまとめ、研究助成事業実績報告書(様式-2-1)、報告書概要(様式-2-2)、助成金に関する決算報告書(様式-2-3)、助成金支出内訳書(様式-2-4) [領収書、助成研究者による支出証明等を添付]、打合せ実績一覧表及び発表実績・予定一覧表(様式-2-5)を提出してください。提出書類は、日本語で作成してください。

※報告書の作成方法は<様式>の『報告書の作成方法』(P.15)をご参照ください。

- (2) 当会は研究途中において、随時進捗状況報告(支出も含む)を定期的に求めることがあります。そのときは、速やかに対応してください。助成期間が2カ年の研究者は1年経過後に研究の中間報告をしていただきます。
- (3) 助成研究者は学会発表に努めてください。研究期間中に発表を行う場合は必要経費を見込んでください。また、研究期間中及び終了後において助成研究の成果を学術誌、雑誌等に公表するときは、「本研究は、一般財団法人 建設物価調査会の研究助成を受けて実施したものです。」等の記載をしてください。なお、研究期間中の発表は、研究助成事業実績報告書の提出時に発表実績・予定一覧表(様式-2-5)に記載して公表した論文等の写しを添付し、終了後の発表は、当会に報告するとともに、公表した論文等の写しを送付してください。
- (4) 助成研究者は、当会が「研究助成事業成果報告会(仮称)」等を開催する場合には、真にやむをえない事情がない限り、必ず出席・発表することとし、東京事務所への旅費等の経費は精算に含めます。(リモートや動画で代替する場合もあり)  
また、研究報告を当会の会誌等へ記事を掲載する場合には、内容確認作業の実施をお願いします。
- (5) 採択が決定したら研究開始前に、助成研究者は当会の担当者と打合せを行い、研究計画書を提出してください。
- (6) 助成研究者は研究計画書で計画した時期に、当会の担当者と打合せを行ってください。なお、(1)に記載する研究助成事業実績報告書等のとりまとめにあたっては当会の担当者との打合せを実施してください。

- (7) 助成研究者は、助成終了後、当会より助成成果のフォローアップ調査を依頼する際には協力してください。
- (8) 申請いただいた研究計画については、原則として変更は認めません。やむをえない事情により変更せざるを得ない場合には、事前に当会へ変更の理由を添えて変更内容について協議・申請し、当会が変更を認める必要があります。(様式自由・要押印)

## 9. 権利等の帰属と成果の取扱

- (1) 成果は特に定めない限り研究助成を受けた者(機関)に帰属します。ただし、当会は申請時の研究計画書及びその成果に係る著作物(報告書、報告書概要及び添付資料等)を研究成果の提出後に公開、使用出来るものとします。また、当会への権利の譲渡や共同保有を求める場合、それ以外の成果を利用しようとする場合には、別途協議いたしますので、下記(2)～(5)に係わらず優先的に協議に応じてください。
- (2) 助成研究の成果に関して特許等の出願をしたときは、その写しを添えて、速やかにその旨を当会に届け出てください。また、特許権等を得たときは、特許公報等の写しを添付し、その旨を当会に通知してください。
- (3) 助成研究で得られた成果により生じる、特許権等にかかる第三者に対する責任は助成研究者に帰属するものとします。
- (4) 助成研究で得られた成果に関する特許権等の出願に関して当会は一切関与しません。
- (5) 助成研究で得られた成果により生じた事故等に関する責任を当会は一切負いません。

## 10. 助成金の使途 (7. 助成方法に記載した助成金管理担当者は十分留意してください。)

- (1) 助成金の使途は、研究に直接必要な費用に限ります。その内訳は、人件費(研究者本人、長期雇用に係るものは除く)、旅費交通費、資料費、備品費、消耗品費、謝金・外注費、その他及び管理費用とします。なお、備品購入は研究終了後も研究に使用する場合に限り助成の対象となりますので、判断のつかないものに関しては、事前に当会に問い合わせてください。  
※詳細は<申請様式>の『参考資料「研究助成費目一覧表」』(P.12)及び『研究費用についての注意事項』(P.13)をご参照ください。
- (2) 費目間で3割を超える流用が発生する場合(ただし、流用の金額が助成金全体の1割を超えない場合を除く)、研究費用予定内訳書(様式-1-6)に記載のない大きな支出が新たに発生する場合は、事前に当会へ変更の理由を添えて変更内容について協議・申請し、当会が変更を認める必要があります(事後の申請の場合は助成の対象外とする場合があります)。また、判断のつかない支出に関しては、あらかじめ当会に相談してください。なお、3割を超えない費目間の流用については、使用した実績金額を助成金に関する決算報告書(様式-2-3)に記載することで認めるものとします。
- (3) 助成金の受入及び支出の管理は、法人等組織の助成金振込口座で行い、決算報告書(様式-2-3)の支出証明は、助成金管理担当者が行ってください。また、助成金支出内訳書(様式-2-4)の根拠となる支出関係書類、領収書、銀行振込書及び納品書等を提出してください。研究寄附金助成の決算報告は、領収書の代わりに、機関等が発

行し、予算が正しく執行された旨が記された証明書を提出してください。これらの関係書類については適切に保管してください。

- (4) 助成金に関する決算報告書(様式-2-3)について当会で審査し、不適合と判断されるものについては助成金から除外します。当会の請求により、期限内にその額を返却してください。
- (5) 交付された助成金について余剰額を生じたときは、当会の請求により、期限内にその額を返却してください。

## 11. 決定の取り消し等

助成対象の研究について、下記の事項が発生したときは、助成の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更します。

- 1) 助成金の他用途への使用
- 2) 助成の決定の内容又はこれに付した条件違反
- 3) 決定後の事情の変更により、助成研究者が研究を行うことが困難となったとき

助成の決定を取り消した場合には、当該部分に関して交付した助成金について、期限を定めて、その全部又は一部を返還していただきます。

## 12. 事故等の届け出

下記の各項目に該当する場合は、遅滞なく当会に届け出てください。当会で対応を検討し、その後の処置を助成研究者と協議します。

- 1) 助成研究が予定の期間内に完了しないことが明らかになったとき
- 2) 助成研究の遂行に重大な支障を及ぼすと認められる事故が発生したとき
- 3) 所期の成果を収めることが困難になったとき

## 13. 助成金の不正使用・不正受給並びに研究上の不正行為への対応

助成研究者は「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）【国土交通省 平成27年6月2日改正 <https://www.mlit.go.jp/common/001091878.pdf>】（以下、「ガイドライン」という。）」の第1節から第6節及び「研究活動における不正行為への対応指針【国土交通省 平成27年6月2日改正 <https://www.mlit.go.jp/common/001091876.pdf>】（以下、「指針」という。）」の第4章から第5章に準じて、不正使用・不正受給並びに不正行為（捏造、改ざん及び盗用）等を未然に防止するための取り組みを実施してください。

また、不正使用・不正受給並びに不正行為等が認められた場合は、助成の停止、交付した助成金の全部又は一部を返還していただく場合があります。さらに、不正行為が認められた場合は、不正行為に関与した者の氏名・所属及び不正行為の内容等を公表する場合があります。